

# 第6期藤里町分別収集計画

(平成23年4月～平成28年3月)

平成22年6月策定

## 1. 計画策定の定義

藤里町は、世界遺産条約に基づく自然遺産に登録された「白神山地」の広大なブナ林や天然秋田杉などの貴重な資源を有し、自然の大切さを世界にアピールする町として位置づけられている。

「環境保護をアピールするまち」のイメージを確立し、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、自然環境の保護とともに大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

いま、新たな廃棄物処理施設の確保は非常に困難で厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を次に示す。

- ① すべての関係者が一体となって環境への負荷を配慮した快適なまちづくり
- ② 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ③ 町民・事業者参加型の取り組みの展開
- ④ 廃棄物資源化の促進

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器(スチール缶)、アルミ製容器(アルミ缶)、ガラス製容器(無色びん、茶色びん、その他びん)、段ボール、ペットボトルの7品目を対象とする。

容器包装リサイクル法により規定されている飲料用紙製容器(紙パック)、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装(白色トレイを含む)の3品目については、広域的な処理体制(選別・圧縮及び保管等のリサイクル施設)が確立し次第、町の分別収集体制について検討する。

ただし、容器包装リサイクル法の規定以外にも、新聞紙、雑誌類、乾電池等については分別収集を実施する。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

区 分	年 度				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	130t	128t	125t	123t	120t

## 6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### (1) 町の役割

#### ① 廃棄物減量等推進審議会の設置

知識経験者、保健衛生協力員及び婦人会代表者等で組織し、一般廃棄物の減量化等に関する事項を審議する。

#### ② 容器包装廃棄物の排出の抑制とリサイクルの啓発活動

容器包装リサイクル法の趣旨、排出の抑制及び再資源リサイクル促進のための啓発活動をすすめる。

(a) 随時、チラシ等による啓発活動

(b) 各商店及び事業所、町内全戸に配布

(c) 「ごみ収集日程表」作成全戸配付、町広報誌に随時掲載

#### ③ 容器包装物の抑制や節約行動の促進支援

過剰包装や使い捨て商品など、消費した段階でゴミとして扱われる物を消費者が受け取らなくてもよいサービスの提供、包装材の有料化の検討、消費者が選択できる販売方式の導入指導や「もの」を修理して永く使用するための支援体制を整備する。

(a) 過剰包装を買わない努力の指導

(b) 過剰包装の抑制に対する流通業者への要請

(c) 物を大切にすライフスタイルの促進を支援する体制の整備

### (2) 町民の役割

#### ① 容器包装物排出抑制と分別排出の徹底

#### ② 使い捨てライフスタイルの見直し

#### ③ ごみ減量化・リサイクル製品の優先購入

④ 買物袋の持参と過剰包装抑制への理解と協力

(3) 業者の役割

① 小売店での買物袋の持参と過剰包装抑制の推進

② リサイクル製品の販売促進

③ 販売商品の容器包装物自主回収の推進

④ 回収した容器包装廃棄物の再資源化の促進

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、藤里町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶・ガラスびん・ペットボトル (3種混合)
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	
主として段ボール製の容器	古紙(段ボールを分別)

※ 容器包装リサイクル法の規定以外の分別収集

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
新聞紙・雑誌類	古紙(新聞紙と雑誌類に分別)
使用済み乾電池	使用済み乾電池

8. 各年度に得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

年度 区分	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	主としてスチール製の容器	15t		15t		15t		15t		15t
主としてアルミ製の容器包装	8t		8t		8t		8t		8t	
無色のガラス製容器	10t		10t		10t		10t		10t	
	引渡 10t	独自処理 0t	引渡 10t	独自処理 0t	引渡 10t	独自処理 0t	引渡 10t	独自処理 0t	引渡 10t	独自処理 0t
茶色のガラス製容器	23t		23t		23t		23t		23t	
	引渡 23t	独自処理 0t	引渡 23t	独自処理 0t	引渡 23t	独自処理 0t	引渡 23t	独自処理 0t	引渡 23t	独自処理 0t
その他の色のガラス製容器	5t		5t		5t		5t		5t	
	引渡 5t	独自処理 0t	引渡 5t	独自処理 0t	引渡 5t	独自処理 0t	引渡 5t	独自処理 0t	引渡 5t	独自処理 0t
主として段ボール製の容器	7t		7t		7t		7t		7t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	9t		9t		9t		9t		9t	
	引渡 9t	独自処理 0t	引渡 9t	独自処理 0t	引渡 9t	独自処理 0t	引渡 9t	独自処理 0t	引渡 9t	独自処理 0t

※ その他の分別収集

年度 区分	年度				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
新聞紙	18t	18t	18t	18t	18t
雑誌類	29t	29t	29t	29t	29t
使用済み乾電池	1t	1t	1t	1t	1t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{廃棄物処理量の変動率}$$

廃棄物収集量実績及び見込

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1,072.80t	1,051.24t 対前年比 98%	1,018.94t 対前年比 98%	999.96t 対前年比 96%	980.98t 対前年比 98%	962.00t 対前年比 98%	943.02t 対前年比 98%	924.04t 対前年比 98%

## 人口推計予測

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
3,846人	3,773人	3,700人	3,627人	3,554人

### 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制(びん缶ペットボトル3種混合専用袋)を活用して行う。

なお、分別品目の処理施設(広域的なリサイクル施設等)の整備と合わせて、その分別収集について具体的に検討していくものとする。

### 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(第8条第2項第6号)

当面は、缶・ガラスびん・ペットボトルについては、当町に設置されている民間のリサイクル施設で分別、圧縮、保管するものとする。

その他の品目については、分別品目の処理施設(広域的なリサイクル施設等)の整備と合わせて、具体的に検討していくものとする。

### 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、廃棄物減量等推進審議会や保健衛生協力員会議において、分別収集についての具体策に関する意見を求め、地域住民の自主的なリサイクル活動の推進体制を整備する。

また、容器包装リサイクル法により規定されている対象品目の分別収集には、中間処理施設整備が不可欠であり、早期に広域的な処理施設の確保を図ることが必要である。